

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>Ⅱ 全般及び共通事項</p> <p>1 働き方改革と労務管理について</p> <p>[意見1] 教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくり</p> <p>医師面談を教職員に強要することはできないが、安心して面談を受けることができるよう医師には守秘義務があることや長時間労働における医師の面談は法律によって義務付けられていること等について、これまで以上に周知するなど、教職員の心身健康の維持を積極的に図るための環境づくりに取り組む必要がある。</p>	<p>教職員がより抵抗感なく産業医面談を受けられる環境づくりを進めるとともに、通知・案内はもちろん、校長会や各種研修等を通じて制度の周知に努め、あわせて面談を行う産業医の体制拡充を図る。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>[意見2] 効率的な働き方改革の取組の推進</p> <p>効率的な事業実施の観点から、どの取組(事業)がもっとも効果的であるのかについて評価し、優先順位をつけたうえで統合・廃止の検討を進められたい。</p>	<p>働き方改革推進プランに挙げた項目は多岐に渡っているが、対応可能なものから順次取組を進めてきており、概ねすべての項目が着手済みとなっている。</p> <p>中学校部活動ガイドラインの策定や夜間における電話対応など、一度対応すれば完了となる項目もあるが、多くの項目において予算確保も含めて継続して対応していく必要がある。</p> <p>学校園における働き方改革については、様々な要因が複合的に影響するため、特定の取組だけでなく効果が見込まれる様々な取組を同時に幅広く進めていかなければならないが、特に予算が必要となる項目については、費用対効果や優先順位を可能な限り検証しながら取組を進めていきたいと考えている。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置方針</p>
<p>2 GIGAスクール構想を含むデジタル化の現状について</p> <p>[意見3] オンライン授業の実施に関する通知</p> <p>教育現場への混乱を避けるため、教育委員会事務局は教育現場と意思疎通を密に行い、学校園と教育委員会事務局との連携を深め、実情に即した通知を出すべきである。</p>	<p>オンラインによる学習支援の状況や課題を把握するため、実施校に対する聞き取り調査を行い、取組事例を全校に共有している。また、学級閉鎖等がなかったためオンライン対応を行わなかった学校に対して、個別連絡し、準備状況を確認し</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>ている。さらに、第6波での各校の対応状況を把握するためのアンケートを実施し、今後の支援策に関する検討を行っているところである。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見4] オンラインによる学習支援にかかる支援体制の強化</p> <p>GIGAスクール構想の一つであるオンラインによる学習支援を早期に実現するためには、学年・学級閉鎖以外のオンライン未実施校に対しても聞き取り調査を行うなど、教育委員会事務局の支援体制を強化する必要がある。</p>	<p>オンラインによる学習支援の状況や課題を把握するため、実施校に対する聞き取り調査を行い、取組事例を全校に共有している。また、学級閉鎖等がなかったためオンライン対応を行わなかった学校に対して、個別連絡し、準備状況を確認している。さらに、第6波での各校の対応状況を把握するためのアンケートを実施し、今後の支援策に関する検討を行っているところである。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見5] タブレットドリルの活用について</p> <p>定期的にアンケートを実施することなどにより、学校園との連携をより一層深め、タブレットドリルに関する疑問点・問題点などを早期に発見し、解消していく必要がある。</p>	<p>令和3年度の2学期以降、授業や家庭学習での活用が進められている。活用状況は学校や学年等により偏りがあるため、学校現場の意見等も踏まえて「タブレットドリル活用の手引き(基本編)」等を作成・配布し、活用促進を図っている。今後も継続的にタブレットドリルの活用状況や改善点を把握するとともに、各教科での効果的な活用方法等について、とりまとめて発信していく。また、改善事項に関しては、要望事項を集約し委託事業者に伝え改善を依頼するなどしており、改善事項があれば、改善を促していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見6] GIGAスクール支援員の継続配置</p> <p>GIGAスクール支援員については、ICT機器の整備状況等を踏まえて、求める業務内容を検討し、それに応じた配置体制及び配置時期を検討するとともに、ICTの活用促進のため、年度を通じて継続的に配置する必要がある。</p>	<p>GIGAスクール支援員の配置については、学校現場からの要望も強いと把握している。予算事項になるので、学校園での1人1台の端末の活用に向けて、学校現場の支援体制について、引き続き財政当局と協議・調整を行う。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>[意見7] G I G Aスクール構想の所管部署の明確化 責任の所在を明らかにするために、端末や機器の管理トラブルに関しては学校経営支援課、端末や機器の利活用に関しては教科指導課とするなど所管部署を規定により明確にする必要がある。</p>	<p>端末やネットワーク機器、情報セキュリティ対策等のハード面に関しては学校経営支援課が担当し、学習用パソコン等の I C Tを活用した授業づくりやオンラインによる学習支援は教科指導で担当している。学校への通知にあたっては、内容により問合せ先を分けて表記する等、学校現場から分かり易いようにしている。</p> <p>G I G Aスクールの取組は、複数の課が関連する内容が多いため、今後も関係課が情報共有を密に行い、連携を図っていききたい。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見8] 学校園のデジタル化対応のモニタリングの実施 G I G Aスクール構想等の学校園のデジタル化対応について、教育委員会事務局が今後、継続的にモニタリングしリードしていく必要がある。</p>	<p>学習用パソコン等の I C Tを活用した授業に関して、教員向けのシステム操作の研修に加えて、教育委員会事務局に指導主事を増員配置（2名）し、ビデオ会議システム（T e a m s）による教員からの相談対応や学校への訪問指導・研修等を行っている。また学校現場での I C Tを活用した授業動画等の蓄積・共有を進めている。今後も引き続き、定期的に学校へのアンケートや聞き取り等により活用状況や課題をしっかりと把握し、必要な支援を行っていく予定である。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>3 教育委員会の組織風土改革の進捗状況について</b> [意見9] 組織風土改革の進捗状況の評価について 「神戸市教育委員会改革方針」により組織風土改革を達成するために、最終的な目標を明確にし、いつまでに行うか、またそれに対してどこまで進捗しているのか明らかにする必要がある。そのためにも実施された施策が、予定したとおりに運用され効果が現れているか、十分に評価し分析することが必要である。さらに各部署で実施された様々な施策が、教育委員会全体として見たときに重複等なく効果的に行われているか検証しておくことも必要である。</p>	<p>組織風土を変えるには、ある程度時間をかけながら着実に取り組みを進めていく必要がある。そのため、「神戸市教育委員会改革方針」及び「実施プログラム」には目標を設けておらず、情勢の変化に応じて改定していくものと考えている。</p> <p>また、「神戸市教育委員会改革方針」の進捗状況については、令和3年4月に策定した「神戸市教育委員会改革方針2021」及び「実施プログラム</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>2021」において、これまでの取組状況を記載し公表している。</p> <p>評価については、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」において、外部の専門家により評価・意見を頂戴するとともに、議会に対しても報告している。</p> <p>引き続き、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の中で、教育委員会として適切に効果検証を行うとともに、外部の専門家から評価・ご意見も踏まえつつ組織風土改革を推進していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>〔意見10〕働き方改革の成果指標について</p> <p>「神戸市学校園働き方改革推進プラン」において、働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標は設定されているが、いつまでに達成するかは示されていない。</p> <p>働き方改革に取り組んでいくための3つの成果指標をいつまでに達成するか、具体的に段階的にどう達成していくのかの計画を示し、現在進めている様々な業務改善の取組による効果を分析しながら、着実に進めていく必要がある。また超過勤務時間の削減の取組と併せて、持ち帰り業務の実態把握も進めていく必要がある。</p>	<p>働き方改革の本来の目的は、「すべての教職員がいきいきと子供たちと充実した毎日を過ごすこと」であり、学校園ごとに状況も異なり一律に成果指標等を設定して評価することは困難であると考えている。</p> <p>しかしながら、働き方改革の実効性を高めていくためには、業務改革とともに一人一人の教職員の意識改革を進めることも重要となるため、特に目標年次を設定せずに、単年度で評価できる3つの成果指標を設定して取り組みを進めてきている。</p> <p>国において時間外在校等時間の上限が1か月で45時間以内、1年間で360時間以内との指針が出され、神戸市でも令和2年度から条例で同様の上限時間を明記しており、これ以上の定量的な目標設定は特段必要ないものと考えている。</p> <p>引き続き、成果指標に限らず、教職員の勤務実態について継続的に把握・分析し、保護者や地域のご理解・ご協力も得ながら、持続可能な働き方改革を着実に進めていく必要があると考えている。</p> <p>持ち帰り業務についても一</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>定把握する必要があると考えているが、他都市の状況も参考にしながら、教職員に過度な負担がかからないような方法を慎重に検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見11] いじめ防止対策の継続した取組について</p> <p>いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめ防止対策を行うための体制は整備されつつあるものの、令和元年度発生の重大事態の調査報告書や令和元年度実施のアンケート調査結果を見る限り、未だ十分に理解され運用されているとは言えない状況にある。いじめ防止対策については、今後も継続的な取組を行い、現場の教職員一人一人の意識を高め、いじめ防止対策のために整備された体制を適切に運用し、いじめ防止・いじめ対応につなげられるようにしていくことが必要である。</p>	<p>毎年、各学校に対して「いじめ問題への組織的な取組に関する調査」を行っている。その調査を行う中で、各校がいじめ問題に対する取組の検証を行い、必要に応じて事務局から指導助言を行っている。また、令和2年9月に策定した「神戸市いじめ対応のための実施プログラム」に基づきいじめ対策を進めている。その進捗状況については、「神戸市いじめ問題審議委員会」において点検・評価を行っており、今後適宜必要な見直しを行いながら取組を進めていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>4 財産管理の状況について</b></p> <p>[意見12] 学校園の事務の執行体制について</p> <p>会計事務担当とその管理者である総括者の兼務が常態化している学校園については、事務の執行体制の在り方をあらためて検討する必要がある。</p>	<p>執行体制については、原則として事務職員を準公費会計事務の総括として位置付けており、その方向で取組を進めていくが、兼務が常態化している学校園については、各学校園の実情も踏まえたうえで、事務の執行体制の在り方を検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項1] 預金口座の管理について</p> <p>預金口座の名義人又は代表者が校園長になっていない学校園については、速やかに変更手続を実施するか、代表者名を登録できない金融機関については当該預金口座の登録印を校園長の個人印にするなどして預金口座を管理すべきである。</p>	<p>代表者名や個人印の登録については、取扱要綱だけでなく、手引き等でも規定していたが、徹底ができていなかった。学校園が保有する準公費口座について、代表者名の変更や個人印の登録について改めて周知したうえで、現在全件調査を行っており、その結果も踏まえて、預金口座の管理について徹底を図っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見13] 予算委員会の議事録の作成等について</p> <p>執行計画及び予算内容の決定過程を説明できるよう、か</p>	<p>議事録を作成・保存するよう、令和4年度の予算編成委員</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
つ、教職員間で共有し次年度以降の検討に活用できるよう予算委員会の議事録を作成、保存を徹底されたい。	会開催前に学校園に周知する。 (教育委員会事務局)	
〔意見14〕 準公費会計システムの通知文様式について 準公費会計システムで作成できる保護者への通知文等の文書については、可能な限りシステムを活用するよう改善されたい。	学校園の意見を聴取したうえで、事務負担軽減につながるシステムの活用について周知していく。 (教育委員会事務局)	措置方針
〔意見15〕 未納対応について 債権回収に努めることは当然であるが、現実に回収の可能性がない未納給食費等については、不納欠損処理基準を定めるとともに不納欠損処理を進めることを検討されたい。	引き続き債権回収に努めていくが、現実に回収の可能性がない未納給食費等の不納欠損処理については、現在、検討を進めている給食費の公会計化の中で検討していく。 (教育委員会事務局)	措置方針
〔指摘事項2〕 現金出納簿の作成について 「神戸市立学校園準公費会計事務の手引」に従い、学校園においては少なくとも月1回の手元残額確認を実施し、現金出納簿に明記するべきである。	手元残額確認の実施や現金出納簿への明記について、事務職員の相互支援体制の取組を通じて、月1回確認するよう徹底を図っていく。 (教育委員会事務局)	措置方針
〔意見16〕 高額支出の見積合わせについて 準公費のうち高額となる修学旅行や自然学校等の経費については、校外学習事務の手引きに従い、経費支出の見積り合わせを実施し、保護者の経費負担の軽減を図る必要がある。 なお、神戸市立学校園準公費会計の手引きでは、「複数の業者で見積り合わせ等を実施して選定することが望ましい」とされているが、「選定するべきである」と改正することを検討されたい。	修学旅行や自然学校などの宿泊行事については、「校外学習事務の手引き」等に基づき、旅行業者やバス業者を選定する際は、複数社から見積もりを取ることとしている。引き続き、複数社から見積もりを取得した上で業者を選定し、経費負担の軽減に努めるよう担当者説明会や校長会を通じて指導していく。 神戸市立学校園準公費会計の手引きについては、給食費の公会計化に伴う手引きの見直しに合わせて改正を検討していく。 (教育委員会事務局)	措置方針
〔指摘事項3〕 備品管理簿の整理について 学校園の備品として管理すべき資産が他の部課の備品として合算して登録されているものがあったが、これらの備品について備品管理簿を適正に修正するべきである。	当該備品について、備品管理簿は総務課にて修正を行った。 また、備品が実際に配備されている学校園の備品管理簿に、学校経営支援課にて登録を行った。 (教育委員会事務局)	措置済
〔意見17〕 実地棚卸について 備品の現物照合と備品管理簿の整理が有効に機能するよう実地棚卸の手順をあらためて整理し、実施することを検討する必要がある。	複数の備品をまとめて登録している等備品の登録に誤りがないかの確認や、備品の現物照合等、教育委員会事務局の備	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	品の実地棚卸について、実施方法等を検討していく。 (教育委員会事務局)	
<p>[意見18] 備品管理システムについて            学校園が使用している備品システムの老朽化と事務非効率になっている事項について、システム改修を検討する必要がある。</p>	<p>令和5年度から導入を予定している新財務会計システムにおいて備品管理を行う予定である。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>5 情報管理について</b>            [指摘事項4] 監査・自己点検基準及び研修・訓練基準について            情報セキュリティ対策基準を改訂した場合には、それを準用している監査・自己点検基準及び研修・訓練基準も合わせて改訂すべきである。</p>	<p>令和2年度の情報セキュリティ対策基準の改訂の際に、「監査・自己点検基準」及び「研修・訓練基準」の項番修正ができていなかった。            現在、市長部局の情報セキュリティ対策基準の改訂に伴い、「情報セキュリティ対策基準(学校編)」の改訂を進めており、合わせて当該「監査・自己点検基準」及び「研修・訓練基準」の改訂を行う。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見19] 情報セキュリティに対する研修の実施について            研修については、研修・訓練基準に定められた方法で実施する必要がある。            また、教育委員会事務局において受講履歴を管理し、欠席者に対してフォローアップを行うことで情報セキュリティ対策の実効性の向上に努める必要がある。</p>	<p>情報セキュリティ水準の向上に向け、引き続き、研修・訓練基準に定められた方法で研修を実施していく。なお、新任教頭セキュリティ研修は、付加的に実施している研修であり、教頭には、別途、情報担当者研修にて定められた方法(動画研修)で研修を行っている。            受講確認についてはシステム不具合により確認できなかった場合でも、別の方法で確認し、未受講者へのフォローアップを検討する。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項5] 情報セキュリティに対する訓練の実施について            情報セキュリティ対策基準及び研修・訓練基準に従い、年1回訓練を実施し、その結果を報告すべきである。</p>	<p>学校園情報セキュリティ統括責任者が計画する訓練に関して、年度ごとにテーマを定めて事例研修に盛り込むなど、訓練方法を検討する。 (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見20] 業務端末へのデータ保存について            個人情報などのデータが業務端末へ保存され、その端末の紛失などによる情報漏洩が発生しないように端末ごとの保存ファイル数を確認し、データが保存されている場合には削除を促すなどの対策を講じられたい。</p>	<p>神戸市の学校園で使用される端末は、個人情報を含むデータを仮想端末にて管理しており、業務端末に個人情報を含むデータを移すためには管理職</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>の承認が必要で、明確な目的がなければ端末に個人情報を含むデータを保存できない運用としている。</p> <p>引き続きこの運用について、研修を通じて周知を図っていくとともに、対策について検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[指摘事項6] 情報資産台帳について</p> <p>各学校園に対して所定の様式での情報資産台帳の作成について周知・徹底することで、情報セキュリティ水準の向上に努めるべきである。</p>	<p>平成31年3月より、サービスデスクが調達をはじめとする各種の申請手続を教職員に代わって行うサービス及び適切な管理を実現するための情報資産管理システムの運用を行っている。</p> <p>学校園情報管理者(校園長)に対し、年に1回の情報セキュリティ研修の中で、情報資産台帳の作成も含む情報資産管理について継続して研修を行い、周知徹底を図っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見21] 内部監査(相互型)について</p> <p>監査の目的を果たすために、内部監査(相互型)の実効性を高めるための追加的な対策を講じる必要がある。</p>	<p>内部監査(相互型)の実効性を高めるため、例えば、PDCAサイクルの導入などの対策を検討する。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見22] コロナ禍等における監査について</p> <p>情報セキュリティ対策上、監査の果たすべき意義は大きい。ため、コロナ禍等により学校園が多忙の場合においても全面的に中止するべきではなく、監査方法を工夫することで実施されたい。</p>	<p>コロナ禍が一時的なものではない状況となっており、今後も継続して対策が必要であることから、例えば簡易的な方法で監査を実施できないか等、極力学校園の負担増とならない方法での実施を検討する。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>6 教育施設について</b></p> <p><b>6.2 神出自然教育園</b></p> <p>[意見23] 神戸市立校園の利用割合について</p> <p>利用校園数の目標設定をするなどして、減少傾向にある神戸市立校園の利用割合を改善されたい。</p>	<p>利用後のアンケートでは、環境、施設・設備、活動内容、職員・外部講師の対応についての評価は高い。</p> <p>本園の特徴や魅力と共に、保育・学習の実施例・活用例等を効果的に情報発信し、利用率の増加を図る。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見24] 閑散期の利用拡大について</p>	<p>自由散策Day(8月)、冬</p>	措置



監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>閑散期における施設の有効利用、利用者拡大の施策を検討する必要がある。</p>	<p>にしか体験できない味噌の仕込や渡り鳥の観察（1～2月）など、本園の設備や環境を活かしたイベントを企画・実施し、効果的に情報発信を行うことで、閑散期の利用者拡大を図る。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	<p>方針</p>
<p>〔意見25〕 物品管理について 少なくとも年1回の実地棚卸を実施する方針を定め、備品の可動状況の確認及び備品管理簿の適正性を確認するよう検討されたい。</p>	<p>冬の閑散期に備品点検期間を定め、備品管理簿との照合及び可動状況を確認する。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>6. 3 青少年育成センター</b> 〔意見26〕 くすのき教室の拡充 青少年育成センターへの相談内容の大半が不登校に関する相談となっていることを踏まえ、「くすのき教室」を通じた生徒への教育機会を継続して提供できるよう拡充されたい。</p>	<p>青少年育成センターのあり方については、当施設の設立趣旨も踏まえ、今後、学識経験者等の知見を得ながら、不登校対策の総合的かつ体系的な支援の在り方の検討の中で見直していく。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>Ⅲ 実施重点施策について</b> <b>1 監理室</b> 〔意見27〕 地区統括官の役割について 地区統括官については、主な役割として、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役となることで、相互理解の促進を図ることとし、状況の把握から指導・支援まで幅広い業務となっている。一方で令和2年度からは担当地区の学校長については地区統括官が1次評価者、教頭については2次評価者とするとしており、学校現場と教育委員会事務局、外部人材を登用した監理室とのつなぎ役としての役割と齟齬が生じないか、地区統括官の果たすべき役割について十分に検討していく必要がある。</p>	<p>今後も、地区統括官の果たすべき役割などについては、学校管理職へのアンケート調査などによる効果検証を行い、定期的に教育監理役や学校現場とも意見交換を行いながら、より効果的に機能するように検討を行う。</p> <p>（教育委員会事務局）</p>	<p>措置方針</p>
<p><b>2 学校経営支援課</b> 〔意見28〕 不落随意契約について 競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札等により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理であり、極力不落随意契約を行うことは避けるべきである。 競争性等が十分に図られた方法で業者を選定するためにも入札にあたっての事前調査の充実等を検討する必要がある。</p>	<p>I C T機器の設置工事契約については、競争入札を行ったが入札者がなかったために、分割して4社と随意契約したものである。 入札準備における分割要否の検討においては、事前調査（業者ヒアリング）を行った上で、工事内容及び工期が同様である別件の入札実績（※1）も踏まえて、分割することで入札参加業者が増える可能性はほとんどなく、逆にスケールメリットが損なわれると判断した</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>ものである。</p> <p>また、「GIGAスクール構想の加速」(※2)に対応するために当初予定より半年近く前倒することになり、工期が公共工事の繁忙期である年度末と重なってしまい、ヒアリングを行った業者からも事前調査の時点と入札時点では状況が変わったと聞いている。</p> <p>以上のことから、本件の対応については、当時の状況下において最善の方法であったと考えている。</p> <p>意見のとおり、極力不落随意契約を行うことは避けるべきと認識しており、今後も、入札準備の段階で業者ヒアリング等の事前調査を入念に行い、競争性が十分に図られるよう取り組むとともに、事前調査の充実について検討していく。</p> <p>※1：工事の規模が該当案件の1/3程度にも関わらず、入札参加が1社のみであった(令和2年12月17日入札、令和3年3月31日期限)。</p> <p>※2：国の予算措置において、端末整備時期が3年前倒しされた(令和5年度までに順次配布から、令和2年度中に小中学校の全学年配布に前倒し)</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[指摘事項7] ICT整備計画における効果指標について</p> <p>ICT機器の整備による効果を適切に把握するために、効果指標の見直しを行い、適切な指標により定期的な測定を実施すべきである。</p>	<p>第3期神戸市教育振興基本計画にはICT整備と関連する指標もあるため、今後はこれらの指標を活用しながら、定期的な測定を行い、効果を適切に把握していく。</p> <p>【第3期神戸市教育振興基本計画におけるICT整備関連の指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業にICTを活用して指導する能力があると考える教員の割合(指標No.28)</li> </ul> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>[指摘事項8] 電子黒板等の余剰機器について</p> <p>調達数の見積りの妥当性について事後的に検証するとと</p>	<p>普通教室に設置しているICT機器は、黒板等と同じよう</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>もに、台帳管理などを含めた余剰機器の管理方法や今後の活用方法について定め、各学校園に対して伝えるべきである。</p>	<p>に、年度替りの学級の増減に備えて、ある程度の余剰が必要と考えている。</p> <p>一方で、ICT機器は黒板等に比べて耐用年数が短くリースも約7年としており、余剰機器も数年で使用できなくなることから、毎年の年度替りの際には、2、3年後の学級数を見据えて、減少傾向の学校から増加傾向の学校へ移設する予定である。</p> <p>学校に対しても毎年度、年度替りの学級数増減に備えて、上記の取り扱いを含めて通知しているが、改めて、管理方法や活用方法について周知内容を検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見29] 委託契約の増額変更について</p> <p>主要部分の大幅な変更・追加により増額が見込まれる場合には、契約変更ありきではなく、契約額の低減のためにも公告日後であっても、変更・追加を反映した仕様により入札を行えるよう公告日を調整する等の対応を行うことを検討されたい。</p>	<p>GIGAスクール構想に関しては、令和元年12月の閣議決定後、令和5年度までの4か年計画が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」によりスケジュールが前倒しされるなど状況変化が激しく、本市においては、令和2年6月と9月に予算措置されたため、予算措置前の仕様書への追加は困難な状況であった。また、KIFの契約終了が令和2年12月末であったため、導入期間を考慮すると公告日の再調整についても困難な状況であった。</p> <p>以上のことから、本件の対応については、当時の状況下において最善の方法であったと考えている。</p> <p>意見にある契約変更ありきとするべきでないことは認識しており、今後同様の事案が生じた場合には、契約額の低減に向けて、十分に検討したうえで対応していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見30] 保護者との連絡ツールにおけるメール機能の利用について</p> <p>定期的に利用状況のモニタリングを行い、利用頻度の低い</p>	<p>日常的に学校園からは問い合わせがあり、一定の利用があると考えている。なお、利用状</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>学校園等に対しては個別に利用を促進するための対策について検討していく必要がある。</p>	<p>況についても、登録者数の確認を定期的に行っており、今後も継続して実施する。</p> <p>また、活用方法についてのマニュアルについては学校イントラに掲載しており、利用頻度の低い学校園等を中心にその周知を図ることによりさらなる利用促進を図っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見31] 採点支援ソフトについて 採点支援ソフトの課題や必要性の検証を行うためにも、アンケート等の実施により早急に利用状況等を把握されたい。</p>	<p>アンケートについては、学校園の負担にならないよう他のアンケートと一緒に実施するなど実施方法・時期等の検討が必要である。</p> <p>インストール数、ソフトウェアの起動状況は確認しており、一定数の利用があると考えている。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見32] 児童生徒用PC調達に係る費用の比較について 児童生徒用の学習用PCの調達にかかる費用は非常に高額であることから、リースによる調達のみを前提とするのではなく、金利の情勢等も踏まえ、リースによる調達と購入による調達について、費用の比較検討を行う必要がある。</p>	<p>本件については、予算事項になるため、調達に関して財政当局と協議・調整を行った結果、購入では国庫補助金を除く負担が一時的に必要となるため、毎年度の財政負担が一定となるリースによる調達となったものである。</p> <p>次期契約更新(令和8年3月)では、国庫補助の状況等を踏まえ改めて、財政当局と協議・調整が必要になると考えており、その際には、費用の比較検討についても検討する。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見33] 設定指標及び目標値について 教育人材センターの事業においては、指標及び目標値が設定されていないが、事業の成果を測定するためにも、目指すべき項目とその指標及び目標値を明示されたい。</p>	<p>神戸市教育人材センターについては、学校現場が必要とする多様な地域人材・外部人材の確保を行うとともに、人材のコーディネート機能等を充実させることを目的として開設されているため、目指すべき項目は次の2点であると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育委員会版人材バンク」として登録者の拡充</li> <li>・学校園の支援ニーズに沿った人材の紹介</li> </ul>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>また、各学校園に割り当てられた配置枠について、学校園での人材確保が困難である場合の相談窓口の役割を担っており、登録者数や紹介件数は学校園からの相談によるもので、数値目標の設定は馴染まない。</p> <p>そのような考えのもと、学校園の支援ニーズに可能な限り対応できるように、継続的に登録者の拡充に努めてきた。</p> <p>ただし、学校訪問や支援員アンケートから状況を取りまとめており、今後は、学校園のニーズと有償を希望する登録者との間で生じている状況を踏まえ、無償ボランティアの拡充に向けた取組を進めるとともに、事業の成果を測定する手法についても検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見34] 学生スクールサポーター制度の推進に向けた目標設定</p> <p>効率的・効果的な事業実施のためには、事業目標は設定の必要があると考える。当事業の目的が将来の教職員の育成又は確保にあるとするならば、スクールサポーター経験者が、教員免許の取得後に、神戸市又は神戸市以外の学校園の教職員として従事している実績や学生スクールサポーターの満足度などを目標として設定することを検討されたい。</p>	<p>スクールサポーターの満足度や教職員従事者数等の実績は把握していく必要があるが、本制度については、将来の教員を育成するとともに、学校を支援する人材を確保するという意義を併せ持った制度であり、数値目標を設定することは馴染まないと考えている。</p> <p>ただし、学生及び配置校にアンケートを実施し、学生の活動成果や配置校の対応状況等を取りまとめており、他の自治体における教員従事者数についても、今後協定大学を通じて把握していくとともに、神戸市で従事する教員の拡充につなげたい。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>4 児童生徒課</b></p> <p>[意見35] 事業目的に沿う配置希望調査の実施</p> <p>当事業は、財源が制約されることはもちろん、実施経緯の1つに「教職員の負担軽減」があることから、可能な限り教職員の不公平感を排除のうえ外部人材の配置を決定することが重要である。そのためには、学校管理職のみに対するアンケートの実施ではなく、顧問教員全員を対象としたアンケ</p>	<p>令和3年11月10日に神戸市立中学校・義務教育学校で部活動(運動部及び文化部)の顧問を担当している教員全てに対して「部活動アンケート」を実施した。</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ートを行い、その結果をもとに部活動外部人材の配置を決定していく必要がある。</p>	<p>このアンケート結果も参考に、現在取り組んでいる拠点校部活動や合同部活動、外部人材の活用も含めて、今後の部活動のあり方については、国が示す具体的な方針を注視しながら検討を進めていきたい。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見36] 不登校対策の充実について</p> <p>神戸市の不登校児童生徒の増加傾向は、全国の増加傾向を上回っている状況にあり、より充実した対策が求められている。また不登校児童生徒への支援の考え方が刷新されており、不登校児童生徒に対する取り組み方も変えていく必要がある。さらにヤングケアラーについても、実情を把握し早急に対応を行っていくことが求められている。</p> <p>このように不登校対策については、現在の体制で充分に行っているのか、関係諸機関との連携も含めて、さらなる支援の体制の充実や対応の仕組みを検討する必要がある。</p>	<p>不登校児童生徒数が増加傾向にある中、文部科学省が示す基本方針にもあるとおり、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりの推進と、社会的な自立を目指し、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を行う必要がある。そこで令和4年度は不登校担当コーディネーターを1名増員するとともに、不登校対策の総合的かつ体系的な支援の在り方について調査・研究を進めていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見37] 相談体制のさらなる充実について</p> <p>今後は相談体制をより充実させるため、オンラインでの相談体制等の整備を急ぎ、より多くの児童生徒が相談を受ける機会を増やしていく必要がある。</p>	<p>神戸市では、24時間フリーダイヤルで相談を受ける「こうべっ子悩み相談」(電話相談)を実施している。また、令和元年度より兵庫県教育委員会が実施している「ひょうごっ子SNS悩み相談」(LINE・Webでの相談)の利用についても、年3回、児童生徒・家庭へ案内している。児童生徒や保護者等の相談体制については、オンラインによるものも含め、引き続きその充実に努めたい。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見38] スクールカウンセラーのより効果的な活用について</p> <p>学校園において協力し合ってより良い対応ができるように、それぞれの専門分野や経験をどのように活かしているか共有し合うことや、学校側(校長、教員等)との十分なコミュニケーションによりお互いの求めることを確認し合うことなど、専門家としての力をいかに効果的に活用できるか工夫していくことが必要である。</p>	<p>年間2回、配置しているスクールカウンセラーと配置校管理職等が参加する、連絡協議会を開催し、スーパーバイザーから近年の全国、本市の状況を踏まえた指導助言やスクールカウンセラー同士の実践交流等を行い、資質向上に努めている。</p> <p>また、年間3回、テーマを決めて実践交流等を行う、研修会</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>も実施している。</p> <p>学校における相談体制をさらに充実させるため、学校現場にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教職員の役割についてさらなる相互理解を促すとともに、資質向上のための取組を進めていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>〔意見39〕スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について</p> <p>スクールソーシャルワーカーの配置については、国は「すべての中学校区に配置できることを目指すことが適切」としており、直接的な支援を求めているが、教育委員会事務局では、市内全9区に1名ずつ、広域かつ学校数の多い区は2名ずつと、基本的には間接的な支援を行う方針としている。今後ますますスクールソーシャルワーカーの役割は重要性を増すと考えられることから、さらなる配置の拡充について、間接的な支援で充分であるかも含めて今後も検討していく必要がある。</p>	<p>国の補助事業の配置基準は全中学校に週1回3時間となっている。</p> <p>一方本市では、17名のスクールソーシャルワーカーを常勤職員(週35時間)として配置している。</p> <p>学校における相談機能をさらに充実させるため、引き続きスクールソーシャルワーカーの効果的な配置や支援方法について検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>〔意見40〕学校ネットパトロールについて</p> <p>学校ネットパトロールについては、不適切投稿の検索結果は減少してきているが、ネットの利用の増加やツールの多種多様化が進んでおり、ネット上のリスクを検索することが難しくなっている。今後もさらに様々なツール上のリスクを広く拾い上げられるように、ネットパトロールの方法を検討していく必要がある。</p>	<p>学校ネットパトロールによる対応件数は、閉鎖的なSNS上でのやりとりの広がりもあり、減少傾向にある。</p> <p>子供たちがネットに触れる機会が増大する中、ネットトラブルの早期発見・早期対応に効果的な取組については重要であると考えており、今後、学識経験者の知見や、他都市の動向も参考にしながら検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>5 教科指導課</b></p> <p>〔意見41〕図書管理システムの活用</p> <p>効率的な図書館運営の観点から、学校図書館への図書管理システムの活用について検討する必要がある。</p>	<p>学校図書館の学習センター・情報センターとして機能強化や教職員の業務改善の観点からも導入に向けて、他都市の状況やシステムに求められる機能等を整理し、導入コスト面とあわせて検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>〔意見42〕学ぶ力・生きる力向上支援員の配置にかかる目標設定</p> <p>効率的・効果的に事業を推進するには、事業目的に沿った</p>	<p>学ぶ力・生きる力向上支援員(支援員)の学校への配置は、各校の学力調査の結果や生徒</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>目標、例えば学力調査結果の向上やいじめ件数の減少数等、複数の事業とともに評価できる目標を設定することを検討するべきである。</p>	<p>指導の観点、教職員の人員体制等を考慮しながら行っている。支援員は各校1～2名程度の配置となっており、配置による学力向上の効果等を測るための目標設定は難しいが、事業目的に沿った支援員の役割や業務の明確化等について、効果的な人材活用の観点から令和5年度の実施に向けて、検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見43] 学習支援ツールの利用率が低い学校園について 利用率の低い学校園に対して引き続きヒアリング等を実施し、その阻害要因を把握の上、その解消に取り組むなど、利用しやすい環境を整え、利用率のより一層の向上を図りたい。</p>	<p>学習支援ツールについては、令和3年度末の契約期間満了により終了し、デジタルドリルへ移行している。学園支援ツールの活用にあたっての課題等を踏まえながら、デジタルドリルの活用促進が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	他の方法で対応
<p>[意見44] 学習支援ツール廃止後の事業について 今後の事業に役立つように当事業を総括するとともに、当事業廃止後の具体的な施策について早急に検討し、策定していく必要がある。</p>	<p>オンラインによる学習支援に対する期待が大きくなる一方で、学習支援ツールは、画面に直接解答を入力できない、自動採点機能がない、学習履歴が自動記録されない、オフラインの環境下では使用できない等の課題があった。</p> <p>学校現場の代表が参加した検討会において、学習支援ツールの活用にあたっての課題等を踏まえながら、複数の製品を比較検討した結果、令和3年4月からデジタルドリルを導入しており、今後はこのデジタルドリルの活用促進が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見45] デジタル教科書の活用について 教育委員会事務局は、学校園との連携をより一層深め、全ての学校園でデジタル教科書が活用されるようにするとともに、疑問点・問題点などを早期に発見し、解消していく必要がある。</p> <p>また、今後の教科指導に役立てるため、デジタル教科書の導入効果について定期的に測定していく必要がある。</p>	<p>小・中学校の普通教室への電子黒板の整備が完了し、教員用デジタル教科書を電子黒板に投影し、様々な機能(拡大・動画・音声等)を活用して、各学校において、児童生徒の興味や関心を高めるような授業を行なっている。その中で、問題点等があればその改善に努める</p>	措置済



監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>とともに、定期的なアンケート調査等により、引き続き学校での効果的な活用事例を共有し、児童生徒の学びの充実を図っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見46] 外国語指導助手（ALT）の勤怠管理について 今後も増加が予想されるALTの勤怠管理について、システムの活用等により手作業の工数を削減できるよう、勤怠管理の事務効率化を検討する必要がある。</p>	<p>学校園の庶務事務システムは、ALTをはじめとする会計年度任用職員はシステム管理の対象外となっている。</p> <p>ALTの増員が見込まれるため、勤怠管理等の効率化を検討したいと考えているが、システム導入には時間・経費等の課題があるため、まずは、作業の効率化から取り組み、今後、どのような対応が可能なか管理方法も含めて検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>6 学校教育課</b> [意見47] 閑散期の業務配分について 学校園への派遣が少ない閑散期において、巡回日本語指導員やランゲージコーディネーターが実施できる業務を学校園からのニーズにより整理のうえ、翌年度の年間計画を立案することを検討する必要がある。</p>	<p>外国人児童生徒等が在籍する学校園の教員の支援を目的とした研修を、令和3年度より7月から8月下旬に変更し、当該研修の立案・実施計画策定・準備などの業務を夏季休業中に行うことにより、年間の業務量の平準化が一定は図られているが、学校園からのニーズを把握のうえ、今後も業務量の平準化が図れるよう年間計画の立案を行っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見48] 子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員の勤怠管理について 子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員について、交通費の集計及び計算を含む勤怠管理の事務効率化を検討する必要がある。</p>	<p>子ども多文化共生サポーター及びランゲージ支援員を含む会計年度任用職員の勤怠管理や給与支給事務については、令和4年度より報告様式や報告期限の統一化等事務の効率化を進めているところである。今後も事務のアウトソーシング等の可能性も検討し、一層の事務の効率化を図る。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>7 特別支援教育課</b> [意見49] 自校通級指導教室の整備について 自校通級指導教室の整備の意義は大きく、その効果も大きなものが期待されるが、通級教室に携わる教員の育成は大き</p>	<p>通級指導担当教員を対象とする研修を職務研修と位置付け、経験年数に応じた研修を行</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>な課題である。自校通級指導教室は各校1人の配置となる学校が多くなることが想定され、教員の負担が大きくなるとの懸念がある。</p> <p>自校通級指導教室の整備に際しては、その都度課題に対処し、着実に教員の育成・養成を行い、また指導・支援体制を整えながら、進めていくことが必要である。</p>	<p>っている。</p> <p>自校通級指導教室の教員については、経験年数に応じた研修を受講するほかに、専門性を有した拠点校通級指導教室の教員から指導助言を受けることができるよう、月1～2回の連絡会の機会を設けている。また、連絡会のほかにも、日頃から指導法や教材などについて相談できるようにしており、自校通級指導教室の教員が孤立することのないよう体制を整えているところである。</p> <p>今後も、経験年数や役割に応じた研修の充実を図り、拠点校通級指導教室と自校通級指導教室の連携が図れるような体制を整えていくことで、通級指導担当教員の資質の維持・向上に努めていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見50] 人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の配置について</p> <p>特別支援学校で医療的ケアを必要とする子どもの安全性の観点から、日本小児看護学会の政策提言にある人工呼吸器を使用している児童生徒がいる学校への看護師の加配について検討していくことが必要である。</p>	<p>特別支援学校における看護師については、令和元年度17人、令和2年度19人、令和3年度21人と年々配置人数を増やしているところであり、令和3年5月1日時点においては、医療的ケアを必要とする児童生徒4.5人に1人の看護師の配置を実現している。(日本小児看護学会の政策提言では、児童生徒5人に対して最低1人以上の看護師を配置することとされている)</p> <p>また、指導的な立場を担う「主任看護師」を令和2年度に友生支援学校、令和3年度にいぶき明生支援学校に配置しており、今後、各校に1名ずつ配置していくことを予定している。まずは、学校の医療的ケア支援体制の充実を図るという意味でも、指導的な立場を担う「主任看護師」の配置を最優先に進めていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
[意見51] 有償ボランティアとインクルーシブ支援員の配置	支援を必要とする児童生徒	措置

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>について</p> <p>現在、有償ボランティアとインクルーシブ支援員の併用は認められていないが、児童生徒及び保護者のニーズや学校側のニーズに応じていくためには、併用ができる制度も含めて、より柔軟な対応がとれるよう検討していくことが必要である。</p>	<p>は年々増加しており、支援へのニーズは高まっているため、特別支援教育支援員に関する予算を増額して対応しているところである。</p> <p>学校園に配置されている外部人材に関しては、教育委員会全体として整理を行っているところであり、その整理を踏まえたうえで支援のあり方について検討を行っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	方針
<p>[意見52] バス車両買い替えの際の運行形態の比較検討について</p> <p>直営、運行管理、借り上げとの3形態で運行しているスクールバスについて、市が所有する車両の老朽化等による買い替えにあたっては、運行形態ごとのコスト面やその他の課題等について比較検討を行う必要がある。</p>	<p>令和3年度時点で、特別支援学校のスクールバスは直営バス4台、運行管理バス12台、借上バス23台の計39台となっている。</p> <p>今後、直営の自動車運転手の動向を注視し、運行形態ごとのコストや課題を比較しながら、どの運行形態で運行することが望ましいのか検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見53] 週あたり派遣時間の上限について</p> <p>特別支援学校以外の学校園における看護師派遣の週あたり派遣時間の上限を10時間に拡大したが、保護者からは派遣時間のさらなる上限拡大の要望もあることから、さらなる派遣時間の延長について、看護師派遣の方法も含めて検討が必要である。</p>	<p>平成29年度から週1回という上限をなくし、週あたりの派遣時間の上限を6時間から10時間に拡大し、平成30年度からは幼稚園、令和2年度からは高等学校に対象範囲を拡充したところである。</p> <p>派遣時間の上限拡充については、ニーズ等も見極めながら検討していくこととしており、最適な看護師派遣の方法についても検討を行っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p><b>8 健康教育課</b></p> <p>[意見54] 基幹食材の調達方法について</p> <p>教育委員会が直接契約を行うことによりコストが削減できる可能性があることから、基幹食材の調達について、直接契約することも含めて、改めて調達方法を検討されたい。</p>	<p>安定的な量の確保、安全性の担保、品質の確保、調達価格などについて総合的に勘案しながら、基幹食材の調達方法について検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見55] 中学校給食予約管理システムに関する支出について</p> <p>システム導入時には、初期導入業務費用が多額に発生することや担当課の業務量が増加することからも、一旦導入した後に短期の契約の見直しやシステムの入れ替えが難しいこ</p>	<p>令和3年度に調達を行った新システムにおいて、契約期間終了後の保守・運用金額も考慮した入札を行い、契約方法の見直し(単年度の随意契約から経</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>とが想定される。しかし、導入後のシステムの保守・運用業務に係る契約は特命随意契約として締結されることが多く、価格の妥当性の検証が困難となることが多い。</p> <p>そのため、業者選定時に、契約期間終了後の保守・運用金額も含めて入札する等の対応を講ずることを検討されたい。</p>	<p>理入札による複数年契約) を実施した。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見56] 楠高等学校夜食提供業務委託について</p> <p>提供コストや残食率の状況からすれば、夜食(補食給食)の内容、提供方法等の見直しについて検討されたい。</p>	<p>令和2年度に他の定時制高等学校の補食給食も含めて提供方法や内容を見直し、摩耶兵庫高校の給食費徴収の食券制への切り替えや、よりニーズに沿ったパンへの変更など、改善できる部分については改善を実施してきた。</p> <p>提供コスト及び残食率削減のため、喫食実績に合わせた発注数の調整を各校で行い、食材にかかる支出額は減少傾向にあることから、引き続き適切な発注に努める。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[指摘事項9] 昼食支援用食品の購入について</p> <p>神戸市契約規則第26条に「随意契約にしようとする場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならぬ。」と規定されている。2者以上を見積書を入手するべきである。</p>	<p>本事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止策として実施された一斉休業時の緊急事業であり、当時の市の方針として契約監理課から発出された通知(令和2年2月28日付行財契第1500号)において、感染予防対策で必要と認められる物品購入、その他請負契約のうち、入札する時間がなく緊急を要するものについては100万円を超える場合でも契約監理課を通さず各所属で契約することができ、見積書の徴取についても随意契約における見積書徴取に関する基準の第2条第4号に該当するものとして契約しようとする者からのみで見積書によることができるとされていたため、複数の見積書を徴取しなくてよい案件と判断して一者のみで見積もりにより発注を行った。</p> <p>なお、本事業については、常温輸送に適した食品をなるべく多くの種類、1種あたり16,000個を短期間に収集する、反復性のない事業という特殊</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>な内容であり、連携協定締結企業や市内に工場を有する企業など、突発的な取引にもかかわらず協力を仰ぐことのできた企業の厚意により実施できたものであり、当時の状況等からすればやむを得ない対応であったものと考えている。</p> <p>なお、こうした特殊・緊急的な事情のない一般的な調達業務においては、2者以上の見積書の入手を遵守している。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	
<p><b>9 学校環境整備課</b></p> <p>[意見57] 工事請負契約の増額変更について</p> <p>工事請負契約にあたっては、契約後の増額変更の理由は様々であるが、極力変更契約が生じないよう事前の現場や施設管理者の要望の調査をより詳細に実施する必要がある。</p> <p>また、学校環境整備課についても施設所管課として、現場の状況や施設管理者の要望の調査に協力することが望まれる。</p>	<p>工事実施にあたり、工事担当局である建築住宅局が、現場の状況調査を行う際には、これまでも、施設所管課として協力している。</p> <p>本件については、令和4年1月に建築住宅局と共有しており、調査時点から状況が変化し、発注後に対応せざるを得ないこともあるが、極力多額の増額変更等が生じないように対応していくことを再確認した。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[意見58] 工事請負契約の随意契約について</p> <p>競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理である。そのため、事前調査の充実を図るとともに、予算に係る調整も十分に行い、工事計画や発注方針に従って競争入札が実施できるように対応する必要がある。</p>	<p>すべての状況を事前に確認することには限界があるが、事前調査の充実等により、対応可能である場合もあると考えられる。</p> <p>発注にあたっては、事前調査の充実、工事計画等に沿った予算の調整・確保を行っていく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項10] 契約の分割について</p> <p>見積業者の入手先が同一で、工事期間も同様の期間であることなどから、分割する必要性が乏しいと考えられる契約を分割し、1号随意契約で発注している事例が散見された。</p> <p>本来、競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札により業者を選定すべきであり、特段の理由のない契約の分割により競争性、透明性、経済性が劣る1号随意契約で発注することは避け、適切な契約単位で発注すべきである。</p>	<p>見積先の選定を含めて競争性、透明性、経済性等の観点から一括発注すべき内容もあったと考えられる。</p> <p>今後は、事前に詳細な調査を行い、適切な契約単位での契約を徹底するよう、令和4年3月に文書にて課内周知を行った。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置済
<p>[指摘事項11] 再委託に関する事前の承諾</p> <p>再委託を行っている契約において、再委託に関して書面による事前承諾を行っていないものがあった。委託契約約款の</p>	<p>再委託に関する事前承諾を行っていなかったため、令和3年度も継続している契約につ</p>	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>規定に基づく再委託承諾の手続きを行うべきである。</p>	<p>いては、業者に書面の提出を指示し、承諾の手続きを行った。          今後は、契約時点において、市側から再委託の有無の確認、書面の提出を確実に求め、書面で承諾をとることを徹底するため、令和4年3月に文書にて課内周知を行った。          (教育委員会事務局)</p>	
<p>[意見59] 委託契約の随意契約について          競争性、透明性、経済性等の観点から原則入札等により業者を選定することが求められ、随意契約での対応はあくまで例外的処理であることから、事前調査の充実等により競争性等が十分に図られた方法で業者を選定する必要がある。</p>	<p>地下埋設の発見などの想定外の事態もあり、すべての状況を事前に確認することには限界があるが、事前調査の充実により、対応可能である場合もあると考えられる。発注にあたっては、事前調査の充実を行い、適切な業者選定を行う。          (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見60] 委託契約金額の変更について          業者選定前に事前により詳細な調査を実施する必要がある。          また、計画が大幅に変更される場合には、業者の再選定も含めて検討する必要がある。</p>	<p>すべての状況を事前に確認することには限界があるが、事前調査の充実により、対応可能である場合もあると考えられる。発注にあたっては、事前調査の充実を行い、適切な業者選定を行う。          (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見61] トイレ洋式化業務委託の2号随意契約について          競争性、透明性、経済性等の観点から安易に随意契約を締結するのではなく、他自治体の動向等も参考にしながら、契約の方法を検討する必要がある。</p>	<p>本業務は、和式便器を洋式便器に取り替えることを目的としているが、学校現場への影響を最小限にするため、短時間で効率的に取り換える必要があり、2社のみが特許取得している専門工法により工事を実施したものである。このため、2号随意契約は妥当であると考えられるが、より経済性等に優れた工法についても他の自治体の動向等も含めて情報収集に努める。          (教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[意見62] 神戸市立学校施設昇降機保守点検業務について          昇降機の場合、一旦設置すると短期の入れ替えが難しいことが想定される一方、設置後の保守点検業務等に係る契約は特命随意契約として締結されることが多く、設置後の契約金額の妥当性の検証が困難となることが多いため、業者選定時に設置後の保守点検業務等の契約も含めて入札する等の対応を検討されたい。</p>	<p>昇降機設置にあたって、業者選定時に設置後の保守点検業務等を含めて入札する方法について、安全性や経済性等の観点も踏まえながら、工事担当局である建築住宅局及び入札事務担当局である行財政局と検討していく。</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	(教育委員会事務局)	
<p>[指摘事項12] 神戸市公立学校施設整備計画の事後評価の公表について</p> <p>公表が事後評価実施日に対して1年以上遅れている事例があった。学校施設環境改善交付金交付要綱第8に従い、文部科学大臣に報告する際に速やかに公表するべきである。</p>	<p>施設整備計画の事後評価について、文部科学省への報告はしていたが、公表漏れがあったため、事後評価から遅れて公表したものである。</p> <p>今後は、学校施設環境改善交付金の一連の事務の内容・実施時期について、今回の指摘事項も含めて改めて確認し、報告と同時に公表を行い、遅延・漏れの防止に努める。</p> <p>また、学校施設環境改善交付金の申請事務手続きの流れや施設整備計画の事後評価の要領等が示されている「公立学校施設整備事務ハンドブック」(公立学校施設法令研究会)を再確認し、担当者間で共有し、再発防止に努める。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会事務局)</p>	措置 済
<p>[指摘事項13] 公有財産台帳からの除却漏れについて</p> <p>学校が廃校となり、建物が取り壊し済であるにもかかわらず、公有財産台帳に計上されたままのものがあつた。</p> <p>速やかに除却処理するべきである。</p>	<p>今回指摘を受けた建物については、令和3年中に除却処理を行った。</p> <p>今後、建物が取壊し後には、速やかに公有財産台帳からの除却手続きを行い、除却漏れがないよう徹底するため、令和4年3月に文書にて課内周知を行った。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会事務局)</p>	措置 済
<p>[意見63] 利用予定のない土地について</p> <p>利用予定もなく、庁内での利用希望もない土地については、樹木の剪定及び草刈等の管理費用が発生するばかりでなく、固定資産税等の市税獲得の機会損失も発生していることになるため、速やかに売却に向けた検討を進められたい。</p>	<p>市の保有財産については、全庁的な観点から、行財政局を中心に総合的に検討を進め、利活用方針を定めていくことになっている。</p> <p>利用予定のない土地については、売却などの跡地処分も視野に入れた学校園跡地の利活用推進を図るため、全庁的な情報共有に努めるとともに、行財政局への早期の移管を進める。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会事務局)</p>	措置 方針
<p><b>IV 一般財団法人 神戸市学校給食会について</b></p> <p><b>3 設立以降の財務状況の推移</b></p> <p>[指摘事項14] 公益財団法人神戸市スポーツ協会の給食物資調達運転資金について</p> <p>学校給食会に移管されなかった公益財団法人神戸市スポ</p>	<p>神戸市、スポーツ協会、教育委員会、学校給食会で協議し、対応の検討を行う。</p>	措置 方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>一ツ協会に積み立てられた給食物資調達運転資金について、現在の状況を確認し、引き続き対応の検討を進められたい。</p>	<p>(学校給食会)</p>	
<p><b>4 事務処理について</b>  [意見64] 契約事務手続きについて  神戸市と同様の契約事務手続きを行えるよう学校給食会の契約関係の規定に具体的な金額等について明記する必要がある。</p>	<p>令和3年度第4回理事会(令和4年3月23日決議)において規則の改正を行い、具体的な金額等について明記した。  (学校給食会)</p>	措置済
<p>[意見65] 事業委託審査委員会について  100万円以上の委託契約について、事業委託審査委員会の審議をもって契約の可否を決定し契約を締結している。  しかし、学校給食会の組織体制は人員数も少なく審議の実効性には疑問がある。そのため、組織体制の充実を図る、事務局所管課が関与する等の対応を講じる必要がある。</p>	<p>審議については厳格に行っていると考えているが、審議の実効性を高めるための方策を検討していく。  (学校給食会)</p>	措置方針
<p>[意見66] 随意契約の結果の公表について  神戸市では、随意契約を締結した工事請負契約、物品等契約、及び特命随意契約を締結した委託契約金額のうち地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定を超える金額の契約について、件名、契約締結日、契約の相手方、随意契約理由等をHPで公表しているが、学校給食会では同様の規定はなく、公表もされていない。  市の100%出資団体であることから、契約手続の透明性を高めるために、市と同様の取扱いとすることを検討されたい。</p>	<p>教育委員会等と協議し、対応の検討を行う。  (学校給食会)</p>	措置方針
<p>[指摘事項15] 受領書への受領印の押印等について  受領書への受領印について、「学校給食運営の手引き」に定めるとおり、受領者の個人印の押印又はサインの記載を徹底すべきである。</p>	<p>受領書は食材納入業者が納入したことの根拠として押印等を求めるものであるため、「令和4年度学校給食運営の手引」では「業者の求めに応じて各受領書に押印(サイン)すること」と記載を改めた。  (学校給食会)</p>	措置済
<p>[意見67] 微生物検査及び理化学検査業務に係る委託契約について  毎年度実質1者の見積もりで契約を締結しており、見積り合わせにより業者を選定しているとは言い難い状況である。そのため、仕様書の要件を満たす市外の業者も含めて見積り合わせを行う等の対応を検討されたい。</p>	<p>県内に事業所のある厚生労働省登録検査機関の全てに確認したところ、仕様書の要件「学校及び学校給食共同調理場等に配送された食材を当該場所に出向き収去」を満たす業者は無かった。  市内の業者に見積書の提出を求める際は、全事業者の一部再委託をすることが可能であることを明らかにしたうえで実施するよう改めた。  (学校給食会)</p>	措置済
<p><b>5 新型コロナウイルスへの対応状況</b>  [意見68] 食材補償費の支払いについて  食材補償費の支払いに際して、「給食中止による食材補償</p>	<p>今後、食材補償費の支払いを行う際は、仕入れ先等の支払状</p>	措置済



監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>費使用申請書」の提出を受けるのみであり、実際に契約業者の仕入れ及び支払いの状況、廃棄状況の確認は行われていない。全件の確認は実務上困難であると考えられるが、一定金額以上については業者に状況の確認ができる書類を提出させる等の対応を行う必要がある。</p>	<p>況や廃棄状況がわかる資料の提出を求める旨、令和4年1月28日及び2月24日に登録業者宛て通知した。</p> <p>(学校給食会)</p>	
<p>[意見69] 食材の転用について</p> <p>給食中止により発生した廃棄食材の中には賞味（消費）期限が長期のものも散見され、保管費用の負担を考慮しても、廃棄よりも保管して後日の給食に転用する方がコスト面で優位と思われるものもあった。</p> <p>現行では長期休校の場合に不要となった食材についての取扱いは、調味料等容易に長期保管可能なものを除き、廃棄、業者による転売（食材補償費からの減額）やフードバンク、こども食堂、市内社会福祉法人等への寄附に限定されているが、後日の学校給食への転用も検討する必要がある。</p>	<p>休校により不用となった食材については、業者になるべく市場での転用を促したうえで、後日給食に提供できる食材は転用し、食材によっては、フードバンク、こども食堂、社会福祉法人等へ寄附を行っている。</p> <p>今後は、食材の保管費用等の適正な負担も考慮のうえ、後日の学校給食への転用の拡大も含めた対応について教育委員会と検討していく。</p> <p>(学校給食会)</p>	措置方針
<p><b>6 今後の在り方について</b></p> <p>[意見70] 3つの方向性に対するコストの試算について</p> <p>「(公財)神戸市スポーツ教育協会の学校給食事業のあり方に関する意見（平成29年12月15日）」において、事業分割を選択した場合、「学校給食事業に特化した新規団体の設立によって、総務部門に要する新たな管理コストや資金管理コストが発生し、市にとって追加的なコスト、財政負担が増加するのは明らかである。このため、「コストを生み出してもなお、団体を新規で設立するメリットについて」極めて慎重に検討する必要がある」との指摘があったが、3つの方向性に対するコストの試算が行われている文書が確認できなかった。</p> <p>今後、給食事業の方向性を決定する際にはコストの試算を行うべきである。</p>	<p>今後、学校給食会での事業のあり方を検討する際には、コスト試算も含めて検討していく。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	措置方針
<p>[指摘事項16] 組織体制の脆弱さについて</p> <p>学校給食会では、神戸市学校給食の副食食材の調達、及び令和2年度では40億円を超える神戸市の学校給食事業の食材購入費や食材補償費に係る支払業務を担う資金を取扱っているが、内部統制体制の充実が図ることができる体制とは言い難く、組織体制を強化するべきである。</p>	<p>会長について、これまでの教育長による兼任から専任の会長に変更した。今後も市の協力も得た上で、組織体制の強化を図っていく。</p> <p>(学校給食会)</p>	措置方針
<p>[意見71] 学校給食会の存在意義について</p> <p>学校給食の食材調達業務は必要不可欠な業務であり、現状の改善に向けた取組を進められたい。</p> <p>また、現状からの改善が見込めない場合には、学校給食会の法人としての継続の必要性の可否について検討されたい。</p>	<p>学校給食会を設立し、役員等に学校関係者のほか、食材調達に関しても専門的な意見がもらえるよう外部の有識者を迎え、理事会・評議員会の開催をはじめ、組織全体で学校給食に関連する事業を推進する体制を整えている。</p> <p>また、新たにホームページを立ち上げ、学校給食用食材につ</p>	措置方針

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	<p>           いての産地や検査結果の情報をはじめ、地元農家を直接取材しシリーズで紹介するなど、特に食育・地産地消に関してきめ細かな情報発信を行っている。         </p> <p>           事業運営に関しても、食育支援事業では、学校給食関連企業が実施する食育プログラム（工場見学等）の利用促進を図るため、学校へのバス借上料の助成制度を令和元年度に新設したほか、「神戸っ子みそづくりプログラム」などの体験型の事業を充実させている。         </p> <p>           地産地消推進事業としても、兵庫県産トマトを加工したピュールを学校給食で提供するなど、新たな取り組みを実施している。         </p> <p>           学校給食においては、大量の食材を安定的に調達する必要があり、発注量の変更や、気象警報発表時の取り扱いなど、弾力的な対応も必要になる。市（教育委員会）で直接調達する場合は入札手続き上の制約のため、同様の対応は困難である。         </p> <p>           また現在、給食費の公会計化に向けた検討を進めており、その中で食材調達業務等のあり方についても検討を行っていくが、現時点で民間の事業者が同等の業務を実施するのは難しいと考えている。         </p> <p>           引き続き教育委員会と学校給食会が連携し、安全で良質な給食の提供等に努めるとともに、社会情勢の変化を踏まえ、団体のあり方が時代に合っているか絶えず確認しながら、必要に応じて見直しを行っていききたい。         </p> <p>           （教育委員会事務局、学校給食会）         </p>	